

生駒市教育委員会規則第8号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

生駒市教育委員会教育長 中田好昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第7条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号から第20号までを削り、同条第21号中「、滞納処分、欠損処分及び1件500万円以上2,000万円未満の支出負担行為」及び「（第8条第21号に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第14号とする。

第7条の3第3号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第6号から第12号までを削る。

第8条第5号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第15号から第21号までを削り、同条第22号中「及び次に掲げる経費についての支出負担行為」を削り、同号中アからケまでを削り、同号を同条第15号とする。

第9条の2第5号を削る。

第10条第4号を削る。

第11条の2第1号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第2号から第4号までを削る。

第12条第4号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第13号から第15号までを削り、同条第16号中「及び1件100万円未満の支出

負担行為」を削り、同号を同条第13号とする。

第13条第1号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第2号から第4号までを削る。

第15条を削る。

第16条第4号を削り、同条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。